

福生市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定による減免基準（平成12年4月1日決定）

最終改正:令和6年12月20日基準

改正内容:令和6年12月20日基準〔令和7年4月1日〕

1 占用料の額の全部を免除することができるもの

- 福生市道路占用料徴収条例(昭和56年条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる物件並びに第8号に掲げる物件のうち次に掲げる物件
- (1) 街灯(アーチ式のものを除く。)及び街灯への配線
 - (2) アーケード(商店会及び商店街振興組合等の設置する公共性を有するもの)
 - (3) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの
 - (4) 水道管、下水道管及びガス、電気、電話等の各戸引込管
 - (5) 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取付けられたもので、1店舗各1個に限る。)
 - (6) カーブミラー、くずかご、灰皿、花だん等で営利の目的がなく、交通安全及び道路の美化並びに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの
 - (7) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常階段その他の避難用施設
 - (8) 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合は、この限りでない。
 - (9) 道路が河川及び公園の区域に重複し、その管理者が占用料を徴収している場合における当該道路区域内の占用物件
 - (10) 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱、支線柱、支線、架空の道路横断電線及び道路管理者の設ける施設を無償で添加している電柱及び電話柱
 - (11) 表示面積2.0平方メートル以下の自家用看板(3の(1)に掲げるものを除く。)
 - (12) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
 - (13) 公益社団法人又は公益財団法人が設置する放送法(昭和25年法律第132号)によるテレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。)の用に供する放送施設のうち、架空の道路横断電線

2 占用料の額の2分の1を免除することができるもの

- 条例第3条第8号に掲げる物件のうち次に掲げる物件
- (1) 公益社団法人又は公益財団法人が設置する放送法(昭和25年法律第132号)によるテレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。)の用に供する放送施設のうち、架空の道路縦断電線
 - (2) 露店及び移動売店施設(靴みがき、靴修理所を含む。)
 - (3) バス停留所標識
 - (4) 公安委員会の設ける交通信号灯を添加している電気事業者の電柱及び認定電気通信事業者の電話柱
 - (5) 認定電気通信事業者が工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局及びその他これに類する小型の無線基地局

3 その他占用料の額の一部を免除することができるもの及び減免額

- 条例第3条第8号に掲げる物件のうち次に掲げる物件
- (1) 看板
別表第1に定めた額を超える部分
 - (2) 表示面積3.0平方メートル以上5.0平方メートル以下の自家用看板別表第3に定めた額を超える部分
 - (3) 外径0.04メートル未満の管路
別表第2に定めた額を超える部分
 - (4) 中小公益事業者が、道路法(昭和27年法律第180号)第36条第1項の規定に基づき設置する占用物件
当分の間、条例の規定に基づき徴収する額の4分の3を超える部分を免除することができる。ただし、中小公益事業者とは、次の要件をすべて満たした者とする。
ア 道路法第36条第1項に掲げる公益事業者であること。ただし、認定電気通信事業者を除く。
イ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に掲げる中小企業者であること。
ウ 収支決算において欠損金があること又は株式配当が1割を超えないこと。
 - (5) 電線共同溝整備のために設ける柱状型機器
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分
 - (6) 昭和63年4月1日から平成9年3月31日までの間に、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設された電線及び管路(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)であって、次のアからウまでに掲げる要件を充足するもの
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分
ア 減免対象者は、次に掲げる者であること。
(ア) 道路法第36条に規定する電気事業者及び認定電気通信事業者
(イ) (ア)に掲げる者のほか、電線類の地中化の促進に寄与し得る事業者(放送法第126条第1項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者等)
イ 電線類を収容するための管路及びこれらと一体不可分な地上機器であること。
ウ 外径0.2メートル未満の物件であること。

- (7) 平成9年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)であって、前号アからウまでに掲げる要件を充足するもの
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分
- (8) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものに限る。)
条例に基づき徴収する額の5分の4を超える部分
- (9) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものに限る。)と一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)
条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分
- (10) 次に掲げる物件について、占用主体が道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の^{せん}剪定又は道路施設への電力供給など)を行う場合
条例に基づき徴収する額の10分の1を超える部分

ア 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備

イ 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第17条に掲げる次のもの

(ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

(イ) 食事施設、購買施設その他これに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(ウ) 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

附 則(平成20年12月1日)

- 1 この基準は、平成20年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日から起算して5年を経過する日までの間におけるこの基準による改正後の第2項第1号の規定の適用については、同号中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第40条の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人を含む。)」とする。

附 則(平成23年1月1日)

- 1 この基準は、平成23年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の福生市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定による減免基準の規定は、施行日以後に道路占用の許可等のあったものについて適用し、施行日前に既に当該許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の福生市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定による減免基準の規定は、施行日以後に道路占用の許可等のあったものについて適用し、施行日前に既に当該許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月1日)

- 1 この基準は、平成26年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の福生市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定による減免基準の規定は、施行日以後に道路占用の許可のあったものについて適用し、施行日前に既に許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月1日)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日基準)

- 1 この基準は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の福生市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定による減免基準の規定は、施行日以後に道路占用の許可のあったものについて適用し、施行日前に既に許可等がされていたものについては、なお従前の例による。

附 則(令和6年12月20日基準)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

物件		減免後徴収単価1個につき
電柱広告	添加	4,190円
	巻付	1,890円
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		2,760円

(注)表示面積は、条例別表備考4による。

別表第2

物件	減免後徴収単価(長さ1mにつき1年)
外径0.04m未満の管路	34円

別表第3

	物件	減額後徴収単価(1個につき1年)
自家用看板	表示面積3㎡	11,500円
	表示面積4㎡	23,000円
	表示面積5㎡	38,300円
